

女川原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	T S - 6 8
提出年月日	2 0 2 2 年 9 月 2 8 日

## 女川原子力発電所 2 号炉

添付 1 - 2 と添付 1 - 3 の  
初期消火要員の関係について

2 0 2 2 年 9 月

東北電力株式会社

## 1. 添付 1－2 及び添付 1－3 における初期消火要員の記載について

「添付 1－2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」の「1. 火災 1. 2 要員の配置」には、初期消火要員として以下のとおり配置することを記載している。

### 1. 2 要員の配置

- (1) 防災課長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。
- (2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。
- (3) 防災課長は、上記体制以外の通常時および火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。  
b. 初期消火要員  
通報連絡責任者、現場責任者、現場指揮者、消火担当、消防車隊による初期消火要員として、10名以上を発電所に常駐させる。

この記載は、平成19年に発生した新潟県中越沖地震時の変圧器火災に鑑み規定した下記の「旧第17条地震・火災発生時の対応」の記載を踏襲したものとなっている。

### 2. 初期消火活動のための体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。

- (2) 防災課長は、初期消火活動を行う要員として、10名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。

また、新規制基準対応として、「添付 1－3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」には、下記のとおり、火災発生時の初期消火活動に対応するための初期消火要員（消防車隊）について記載することとしている。

### 1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備

- (1) a. 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織およびその支援組織の役割分担および責任者を品質マネジメント文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。
- (k) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として、第12条に規定する重大事故等に対処する要員について、以下のとおり役割および人数を割り当て確保する。
  - i. 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、2号炉の重大事故等に対処する要員として、発電所構内に重大事故等対策要員30名（うち2号炉運転員7名）、1号炉および3号炉運転員8名、火災発生時の初期消火活動に対応するための初期消火要員（消防車隊）6名の合計44名を確保する。

## 2. 添付 1-2 と添付 1-3 における初期消火要員の関係について

一般火災（プラント内の火災）発生時に備えた初期消火要員の体制は、①通報連絡責任者 1名、②現場責任者 1名、③現場指揮者 1名、④消火担当 1名、⑤消防車隊 6名の合計 10名で初期消火活動を行う。

一方、重大事故等（以下「S A」という。）/大規模損壊発生時に備えた体制においては、一般火災発時の体制に③～重大事故等対策要員の 6名を加えた合計 16名で初期消火活動を行う。

添付 1-2 と添付 1-3 における初期消火要員の関係を下表のとおり整理する。

一般火災対応 (プラント内の火災)			S A／大規模損壊時火災対応		
保安規定記載	人数	説明	保安規定記載	人数	説明
①通報連絡責任者	1	通報連絡責任者 (発災プラントの発電課長)	①～重大事故等対策要員	1	通報連絡責任者 (発災プラントの発電課長)
②現場責任者	1	情報提供 (特別管理職)		1	情報提供 (特別管理職)
③現場指揮者	1	現場指揮 (特別管理職)		1	現場指揮 (特別管理職)
④消火担当	1	初期消火活動 (発災プラントの運転員または保全部員)		1	初期消火活動 (発災プラントの運転員または保全部員)
⑤消防車隊	2	現場指揮 (消防車隊長)	②～初期消火要員 (消防車隊)	2	現場指揮 (消防車隊長)
	2	消火活動 (放水員)		2	消火活動 (放水員)
	2	消防自動車操作 (機関員)		2	消防自動車操作 (機関員)
-	-	-	③～重大事故等対策要員	6	大容量送水ポンプや放水砲による泡消火（航空機衝突時など）
①～⑤の要員が 10 名			①～③の要員が 16 名		

以上